

電気用品安全法（昭36法234）に基づく電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（電気用品安全法第45条第1項）、立入検査（同法第46条第1項）、製品提出命令（同法第46条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	4, 769	5, 321	6, 161
報告徴収・立入検査・製品提出命令	65	68	57
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ500近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体	

【2-11（経済産業省）】

	<p>での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<p>・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。</p>	<p>・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<p>・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。</p>	<p>・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。</p>
<p>・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。</p>	<p>・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>

家庭用品品質表示法（昭37法104）に基づく家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る。）・表示業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る。）・表示業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（家庭用品品質表示法第19条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指示、公表	0	1	0
申出受理、調査	0	0	0
報告徴収・立入検査	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じ、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。		【経済産業省】 ・ 指示については検討中である。なお、公表については内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるものではない。	

	<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行の観点から、「公表」は、「指示」に従わない違反業者について行うものであり、迅速性及び実効性が求められる。したがって、今回「指示」の権限が移譲される場合においては、対象表示業者に対する「公表」の権限移譲の必要性は認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者を除く販売業者に対する事務については、現行法令で報告徴収、立入検査、指示、公表といった権限が都道府県知事に認められているが、卸売業者に対する事務についても同様に移譲すべき。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示については検討中である。なお、公表については内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるものではない。 <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行の観点から、「公表」は、「指示」に従わない違反業者について行うものであり、迅速性及び実効性が求められる。したがって、今回「指示」の権限が移譲される場合においては、対象表示業者に対する「公表」の権限移譲の必要性は認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の標準に不適合な製品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に喫外を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。 <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全の確保等は、地域毎に異なるべきではなく、全国において等しく確保されるべきものであるため、適時適切に実施することが可能な人員体制が各自治体に整備されるとともに自治体間における広域的な連携体制が整備されない限り、移譲後においても、並行権限の行使を認めるべきである。 また、上記整備がされた後でも、対象となる企業が複数の都道府県にわたって事業展開しているなど、迅速かつ全国一律の法運用を図る観点等から、国が執行する方がより効果的と考えられる場合には並行権限の行使を認めるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収、立入検査については、検討中。表示に関する命令については、内閣総理大臣の権限であるため、当省で判断できるもので

【2-12（経済産業省）】

	はない。
--	------

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項）、立入検査（同法第83条第1項）、製品提出命令（同法第83条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	243	229	242
報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在す	

【2-13（経済産業省）】

	<p>る製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガス器具等販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。

消費生活用製品安全法（昭48法31）に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（消費生活用製品安全法第40条第1項）、立入検査（同法第41条第1項）、製品提出命令（同法第42条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	383	406	351
報告徴収・立入検査・製品提出命令	9	3	4
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与することを検討	

【2-14（経済産業省）】

	<p>するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭51法88）に基づく揮発油販売業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（揮発油等の品質の確保等に関する法律第20条第1項、第2項、第4項、第5項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受付業務件数	27,315	16,784	24,274
立入検査件数	547	324	232
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。			
○ ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 揮発油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、登録、指示、公表等の権限を移譲すべき。		・ 石油製品の品質確保は、場合によって火災や事故といった重大な事態を引き起こす恐れがあることから、国民の生命・安全を守る観点からも適正な法執行を進めていく必要がある。 特に近年、県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者の増加しているなか、例えば、同一のタンクローリーが、同一県内のみで経営するSSと複数県域をまたいで経営するSSの両者に配送することもあるが、品質に問題が認められた場合には、両事業者に対して同時に販売停止の指示等の処分を行う必要があるとともに、全国的な流通経路を遡った実態調査も踏まえて、統一的かつ広域的に迅速に処分を実施しないと、仮に、灯油引火点が低く、すぐにでも発火事故が懸念	

	<p>される製品が複数の都道府県の複数のSSに同時配送された事態が発生した場合には、甚大な影響が生じかねず、迅速な対応が極めて重要になる。</p> <p>こうした一刻を争うような事態が発生した場合、各都道府県が個々に対応しては統一的対応がとれず、結果として緊急時対応が遅れ、被害を拡大させてしまうことが懸念されることから、国の権限の下で、統一的対応の中で迅速に販売業者への指示、公表といった対応にあたる必要がある。</p> <p>また、こうした広域的な事案に迅速に対応していくためには、SSの情報管理を各都道府県で個別に管理するのではなく、国が一元的に集約管理することが必要であり、効率性の観点からも一元的な管理が必要不可欠。したがって、登録、指示、公表等といった権限を移譲することは不可能。</p>
<p>・ 軽油販売業者及び灯油販売業者については報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。</p>	<p>・ 石油製品の品質確保は、場合によっては火災や事故といった重大な事態を引き起こす恐れがあることから、国民の生命・安全を守る観点からも適正な法執行を進めていく必要がある。</p> <p>特に近年、県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者の増加しているなか、例えば、同一のタンクローリーが、同一県内のみで経営するSSと複数県域をまたいで経営するSSの両者に配送することもあるが、品質に問題が認められた場合には、両事業者に対して同時に販売停止の指示等の処分を行う必要があるとともに、全国的な流通経路を遡った実態調査も踏まえて、統一的かつ広域的に迅速に処分を実施しないと、仮に、灯油引火点が低く、すぐにでも発火事故が懸念される製品が複数の都道府県の複数のSSに同時配送された事態が発生した場合には、甚大な影響が生じかねず、迅速な対応が極めて重要になる。</p> <p>こうした一刻を争うような事態が発生した場合、各都道府県が個々に対応しては統一的対応がとれず、結果として緊急時対応が遅れ、被害を拡大させてしまうことが懸念されることから、国の権限の下で、統一的対応の中で迅速に販売業者への指示、公表といった対応にあたる必要があるため、指示、公表等といった権限を移譲することは不可能。</p>

【 2 - 1 5 (経済産業省)】

・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

・ 県域をまたいだ複数のSSを経営する広域販売業者が、近年増加している状況において、違油種が混ざってしまう、いわゆるコンタミ事故といった火災に繋がる恐れのある品確法違反事案を広域販売業者が引き起こした場合、国民の生命・安全にも関わるため、県域を越えた統一かつ迅速な対応が必要不可欠。一方で、全国知事会からは「給油所等事業者が一つの都道府県にとどまらず存在する事業者に対する事務・権限の移譲は求めている。」との意向が示されているところ、こうした事故等への対応については、一の都道府県のみに着眼して対応すれば良いものではなく、国として全国的な対応状況も踏まえた適正な対応が必要。

また、立入検査等の権限の行使については、むやみに行使されるものではなく、法の趣旨に照らして、必要な範囲において行使されるべきものであることから、特段の制限をかけるべきではないと考える。

よって、県が役割や責任をどこまで果たしていくのか不明な状況において、国としては、並行権限行使について「～に限るべき」といった限定をかけることについて承諾することはできない。引き続き、全国知事会の考えを聞きながら、必要に応じて検討をしてまいりたい。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭54法49）に基づく特定事業者、特定荷主等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導・助言、報告徴収、立入検査

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定事業者、特定連鎖化事業者、特定荷主（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導及び助言（エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第60条）、報告及び立入検査（同法第87条第3項、第9項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指導・助言、報告徴収・立入検査	66	114	66
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。			
○ ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべき。		・ 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要がある。すなわち、法に基づく基本方針の策定、さらには、業種別ベンチマークの目指すべき水準の設定等に際し、全ての事業者に関する定期報告書や中長期計画書等の情報を把握し、集計・分析を行い、全体像を把握したり、ベンチマーク水準を設定したりすることが必要である。また、特定事業者等の指定等に係る情報は全ての事務の根幹となるものであり、国で一括して特定事業者等の指定や報告書等の受理を行い、情報を一元的に管理することが必要かつ効率的である。 合理化計画の作成の指示及び指示に従わない場合の命令等の権限は、均一・公平性を担	

【2-16（経済産業省、農林水産省）】

	保する観点から、移譲の対象とはしない。
<ul style="list-style-type: none"> 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要があり、また、移譲する事務・権限のみでは法目的を達成し得ないことから、地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(7)に該当し、法定受託事務として整理される。
<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的を勘案すると、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に該当するケースが想定し難いことから国の並行権限を付与すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進めることが必要不可欠であり、国の並行権限は必須である。

＜農林水産省＞

移譲対象事務・権限			
○ 特定事業者、特定連鎖化事業者、特定荷主（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導及び助言（エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第60条）、報告徴収及び立入検査（同法第87条第3項、第9項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指導件数（工場）	46	12	12
指導件数（荷主）	14	0	1
報告徴収件数（工場）	46	15	22
報告徴収件数（荷主）	14	5	0
立入検査件数（工場）	16	0	0
立入検査件数（荷主）	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 省エネ法に基づく報告徴収、立入検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。また、省エネ法については特定事 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進 		

【2-16（経済産業省、農林水産省）】

<p>業者等の指定、定期報告書や中長期計画書の受理等の権限も含め、包括的に移譲すべき。</p>	<p>める必要がある。すなわち、法に基づく基本方針の策定、さらには、業種別ベンチマークの目指すべき水準の設定等に際し、全ての事業者に関する定期報告書や中長期計画書等の情報を把握し、集計・分析を行い、全体像を把握したり、ベンチマーク水準を設定したりすることが必要である。また、特定事業者等の指定等に係る情報は全ての事務の根幹となるものであり、国で一括して特定事業者等の指定や報告書等の受理を行い、情報を一元的に管理することが必要かつ効率的である。</p> <p>合理化計画の作成の指示及び指示に従わない場合の命令等の権限は、均一・公平性を担保する観点から、移譲の対象とはしない。</p>
<p>・引き続き国が並行して権限を行使することが可能とされているが、省エネ法については、国に留保される権限がないことから、国の並行権限を付与すべきではない。</p>	<p>・省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進めることが必要不可欠であり、国の並行権限は必須である。</p>
<p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p>・省エネ法の目的は燃料資源の有効な利用の確保であることから、燃料資源の乏しい我が国にとっては、全国的な観点から法執行を進める必要があること、また、移譲する事務・権限のみでは法目的を達成し得ないことから、地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(7)に該当し、法定受託事務として整理される。</p>

資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48）に基づく指定表示事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 指定表示事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（資源の有効な利用の促進に関する法律第37条第2項、第6項、第7項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

特定家庭用機器再商品化法（平10法97）に基づく小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（特定家庭用機器再商品化法第52条、第53条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収件数	185	183	184
立入検査件数	491	471	446
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

<環境省>

移譲対象事務・権限
○ 小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（特定家庭用機器再商品化法第52条、第53条第1項、第2項、第3項）

【2-18（経済産業省、環境省）】

事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴收件数	185	183	184
立入検査件数	505	367	383
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>	

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平 24 法 57）に基づく認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

＜環境省＞

移譲対象事務・権限	
○ 認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 16 条）、立入検査（同法第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （国との並行権限の付与）	
○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	
○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県（※）にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。	
※ 小型家電リサイクル法においては、再商品化事業計画の認定の基準の一つとして事業者等が収集を行う区域が原則 3 都府県以上となることを定めており、例外として、北海道又は沖縄県については単一道県での事業計画認定をしようこととしている。従って、小型家電リサイクル法において、「事業所が一の都道府県にある場合」が想定されるのは、北海道又は沖縄県のみである。	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成 24 年 11 月 15 日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務と考えられる。

<経済産業省>

移譲対象事務・権限	
○ 認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第16条）、立入検査（同法第17条第1項、第2項、第3項）	
事務量（主な業務指標）	
実績なし	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	
○ 対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
○ ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務とされている。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）に基づく特定容器利用事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

＜環境省＞

移譲対象事務・権限	
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
『全国一律・一斉に移譲』 （国との並行権限を付与）	
○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	
○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。	
○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。	・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。	・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。

<農林水産省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	39
立入検査件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。 ・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。 	

<経済産業省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第39条、第40条第1項、第2項、第3項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報告徴収	0	6	0
立入検査	0	0	0

各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。 ○ また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・ 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。 ・ 当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87）に基づく自動車製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

移譲対象事務・権限			
○ 自動車製造業者等又はその委託を受けた者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（使用済自動車の再資源化に関する法律第130条第3項）、立入検査（同法第131条第2項、第3項、第4項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
立入検査数	325	305	269
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>○ また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>		<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）における各種リサイクル法における整理に鑑みれば、当該事務は法定受託事務と考えられる。</p>	

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平 17 法 51）に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査

<環境省>

移譲対象事務・権限			
○ 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 18 条）、指導・助言（同法第 28 条第 2 項）、報告徴収及び立入検査（同法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
報告徴収・立入検査件数	8	0	1
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。			
○ 本省の事務である製造業者等への規制（法第 13 条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
・ 事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。		・ 必要な支援については行ってまいりたい。	
・ 共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。		—	

<経済産業省>

移譲対象事務・権限
○ 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 18 条）、指導・助言（同法第 28 条第 2 項）、報告徴収及び立入検査（同法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項）
事務量（主な業務指標）
実績なし
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
『全国一律・一斉に移譲』

【2-22（環境省、経済産業省）】

- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。
- 本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。
- 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省として、特定特殊自動車の構造に係る知見の情報提供等、必要に応じて対応してまいりたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。 	—

民間事業者による信書の送達に関する法律（平14法99）に基づく
 特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等

移譲対象事務・権限			
○ 特定信書便事業の事業許可、信書便約款・管理規程の認可、報告徴収、立入検査等（二以上の総合通信局・沖縄総合通信事務所の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。）（民間事業者による信書の送達に関する法律第29～33条、第36条）			
事務量（主な業務指標）			
（総務省本省）許認可については、総合通信局・沖縄総合通信事務所の経由事務あり			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許認可件数	38	28	45
検査実施件数	0	0	0
（総合通信局・沖縄総合通信事務所）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許認可件数	136	107	106
検査実施件数	64	64	76
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達の分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。			
○ しかしながら、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。			
大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にとっては、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得ることに留意する必要がある。このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等について、法令上の検討がさらに必要であると考えます。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 全国一律に移譲すべき。		・ 特定信書便事業の中で、地域密着型の事業展開（例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う）の事業	

	<p>者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準を策定するなどして、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に監督権限を移譲することが可能ではないかと考える。しかし大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者にあつては、提供区域に法的な規制を設けておらず、他の信書便事業者との業務委託や運送事業者との業務委託を通じて広域・全国規模の配送網を構築することが可能であることから、都道府県単位での監督が容易ではないこと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的であると考え。</p>
<p>・ 事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令を併せて移譲すべき。</p>	<p>・ 審議会の諮問事項となっていない事業計画の遵守命令、事業停止命令については国による統一的な判断基準を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。他方、事業許可の取消及び事業改善の命令については、行政の適正性・公正性を担保する必要があることから、信書便法において審議会への諮問事項として規定されている。さらに事業改善命令を発出する場合は事前に国交省との協議が必要となる。よってこれらの権限を地方自治体に権限を移譲することは困難であると考え。</p>
<p>・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。</p>	<p>・ 人的支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲される業務の具体的内容に照らし検討・対応すべきであると考え。</p>
<p>・ 国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。</p>	<p>・ 上記見解のとおり、特定信書便事業の中で、3時間役務といった地域密着型の事業展開の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部について、国による統一的な判断基準を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねるとした場合には、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールと齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考え。</p>

情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）、研究開発（国の委託研究）、地域振興等（地方公共団体に対する助成）

<産学官連携（民間に対する助成）>

移譲対象事務・権限	
<p>○ 民間に対する助成は現在行っていないことから、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、助成に関する具体的事務は現在実施していない。</p> <p>○ 地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組を実施。</p> <p>（1）調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等</p> <p>（2）検討会の開催 ・ 地域におけるニーズとシーズのマッチング ・ 地域内研究開発連携の在り方 ・ 実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討</p> <p>（3）成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知</p>	
事務量（主な業務指標）	
—	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>○ 総合通信局・沖縄総合通信事務所では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>○ しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>○ なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年7月）
<p>・ 本件については、地域振興にも関するものであることから、都道府県を実施主体とすべき。</p>	<p>・ そもそも、総合通信局等においては、情報通信技術（ICT）に関する産学官連携に関する事務として、「民間に対する助成」に関する事務を、現在は実施していない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術（ICT）に関する産学官連携に関する事務として、総合通信局等において現在取り組んでいるのは、①地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等について把握するための調査の実施、②地域におけるニーズとシーズのマッチングや地域内研究開発連携に向けた検討会の開催・関係者間の連絡調整、③情報通信技術の活用方策等についてのセミナー等を通じた周知といった特段の予算措置を伴わない活動である。このような地域で“汗をかく”業務を、都道府県がその発意により実施することは、現在においても何ら妨げられるものではないと認識している。また、都道府県が自らの発意により、このような地域における産学官連携の促進に関する事務を行うにあたり、総合通信局等に蓄積されたノウハウ等の支援を必要とする場合には、当該支援を実施する人員等について更なる検討は必要であるが、前向きに対応可能と考えられる。（下欄参照） ・なお、都道府県がその発意により、地域における産学官連携に関する業務を行う場合でも、例えば地域をまたぐ広域連携等、国として取り組むことが必要な産学官連携に関する業務は引き続き総合通信局等において行う必要があると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

<研究開発（国の委託研究）>

移譲対象事務・権限				
<p>○ 総務省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 ・地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ・委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） ・公募説明会・成果発表会の開催に係る事務等 				
事務量（主な業務指標）				
	業務指標	平成22年	平成23年	平成24年
	提案書類件数	630件程度	560件程度	620件程度
	委託契約件数	250件程度	225件程度	280件程度
	委託契約に係る実地検査件数	60件程度	50件程度	50件程度
	公募説明会の開催件数	35件程度	35件程度	35件程度
各府省の回答（平成25年5月）				
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>○ 委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局・沖縄総合通信事務所においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>○ なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>○ こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>				
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）		
<p>・本件委託研究費については、地域振興にも関するものであることから、都道府県に交付すべき。</p>		<p>・情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務のうち、国として行うべき委託研究テーマの提案を募集・評価し、研究開発課題を選定し、委託先を決定するといった業務については、（総合通信局等で契約・支出しているものについても）総務省本省において一元的に実施しており、総合通信局等においては実施していない。</p>		

【2-24（総務省）】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務のうち、総合通信局等において実施しているのは、本省が行った研究開発課題の採択結果に従い、所要の金額を本省から総合通信局等へ予算を移し替えした上で行う契約手続きや、委託先として決定された地域の大学や民間企業等との窓口としての相談等の庶務的業務のみであり、都道府県に委譲できる「委託研究費」は財源として有していない。 ・ このような国が契約主体となる委託契約に関する庶務的業務について、都道府県がその発意により実施することを希望する場合には、委譲することが可能と考える。ただし、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等、最先端のICT技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠であり、都道府県においてそのような体制が整備されることが前提となる。 ・ なお、都道府県が庶務的業務の実施にあたり、総合通信局等に蓄積されたノウハウ等の支援を必要とする場合には、必要な人員等について更なる検討は必要であるが、前向きに対応可能と考えられる。（下欄参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

<地域振興等（地方公共団体に対する助成）>

移譲対象事務・権限
<p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査（例：申請書の受理、形式審査（記載内容の不備の確認、積算金額の確認、添付書類の確認等）、本省進達）</p> <p>② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務（事業主体に対する効果検証・分析調査に必要な基礎データ収集、学識者、ICT 関係事業者等との連絡調整・協議）</p> <p>③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応（現地での立ち会い、現地検査のための各事業主体の事業進捗状況の把握や取得財産処分に係る相談・質問対応）</p>
事務量（主な業務指標）
<p>（平成 22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 97 件 ・地域雇用創造 ICT 絆プロジェクト（採択数） 72 件（平成 22 年度予備費） <p>（平成 23 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 ICT 利活用広域連携事業（契約数） 26 件 ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 6 件 <p>（平成 24 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信利用環境整備推進事業（採択数） 8 件
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 移譲対象事務・権限①及び②の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成 21 年度予算に係る事業をもって廃止された。</p> <p>○ 他方、知事会 PT からは「情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。</p> <p>（総論）</p> <p>○ ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。</p> <p>○ また、広域における ICT 利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICT を通じた地域の課題解決の在り方とともに全国の ICT 利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>（個別事務に関する補足）</p> <p>① 情報通信基盤の整備及び公共分野における ICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的 ICT の導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p>

【2-24（総務省）】

したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

② 複数の市町村域・県域にまたがる ICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務

本事務は、国が効果的・効率的な ICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携による ICT 導入に係る標準仕様（有効性・安全性を含めた最適な ICT 関連機器・システムの導入手法等）を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体から ICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

③ これまでの事業主体に対する会計検査院の現地検査対応

本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還（行政処分）や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。

また、先進的 ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。

○ 以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 7 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、ICT を活用した助成事業は情報通信利用環境整備推進交付金以外の事業は実施していない。今後、新たに助成事業を実施する場合、地方自治体のニーズも踏まえて制度設計等を行なって参りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援策としては、例えば講習会の開催や業務マニュアルの共有等が考えられるが、移譲する際に具体的に検討をして参りたい。

土地改良法（昭24法195）に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新（財産権、水利権等を含む。）に関する事務（国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。）

＜農林水産省＞

移譲対象事務・権限	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業に係る以下の事務・権限 <ul style="list-style-type: none"> ・管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ・国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ・土地改良法に基づく開始手続き ・事業計画に基づく事業の実施 ・農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ・期中評価や事後評価等の実施 ・国営土地改良財産の管理 等 	
各府省の回答（平成25年5月）	
『移譲以外の見直し』	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。 	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議（国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議）を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・権限の移管に伴う財源のあり方については、政府全体として十分に議論頂くことが必要。

<国土交通省>

移譲対象事務・権限	
<p>○ 土地改良事業に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ・国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ・土地改良法に基づく開始手続き ・事業計画に基づく事業の実施 ・農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ・期中評価や事後評価等の実施 ・国営土地改良財産の管理 等 	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『移譲以外の見直し』</p> <p>○ 国営土地改良事業については、土地改良長期計画、大規模災害復旧における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・広域かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議（国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議）を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・権限の移管に伴う財源のあり方については、政府全体として十分に議論頂くことが必要。

**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平17法85）に基づく
総合効率化計画の認定等**

移譲対象事務・権限			
○ 総合効率化計画の認定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項、第3項、第5項）、計画変更の認定（同法第5条第1項）、認定の取消し（同法第5条第2項）、特定流通業務施設の確認（同法第7条第1項、第2項）、認定総合効率化事業者に対する報告徴収（同法第21条）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認定件数	13	15	19
うち経済産業省の認定件数	2	2	2
（参考） ・ 経済産業省認定事案はすべて国土交通省との共同認定事案			
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は11件（共管3省で188件）であり、その内訳も関東局9件、中部・近畿局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 他省庁との共管事務であり、経済産業局所管分を移譲しても非効率であることから、他省庁所管分も含め移譲すべき。		・ 当省の見解は従前のおり。他省庁（国土交通省、農林水産省）所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。	

国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。）の管理に関する事務（占有・行為許可等を含む。）

移譲対象事務・権限			
○ 国の設置に係る都市公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。）に関する維持管理（植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等）及び許認可（公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占有許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等）（都市公園法2条の2～19条、27条～28条）			
事務量（主な業務指標）			
（全国 ※イ号公園のみ）※地方整備局の管内を含む。			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開園面積	2, 309ha	2, 396ha	2, 680ha
入園者数	2, 155万人	2, 099万人	2, 239万人
執行額	16,303百万円	13,989百万円	未確定
各府省の回答（平成25年5月）			
『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』			
○ 都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> 希望する都道府県への移譲とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 管理等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 	

【2-28（国土交通省）】

- ・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
- ・直轄河川の管理に関する許認可等

移譲対象事務・権限
<p>○ 河川等に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄河川事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。 ・指定区間外の一級河川における河川管理施設（多目的ダムを含む。）の操作規則に関すること。 ・国土交通大臣の管理に係る河川の維持及び修繕に関すること。 ・一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制に関すること。
事務量（主な業務指標）
<p>一級水系 109 水系 直轄管理区間延長 10, 588 km ※北海道開発局の管内を含む。</p>
各府省の回答（平成 25 年 5 月）
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>『国に残すもの』</p> <p>○ 国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。</p> <p>○ また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。</p> <p>○ さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先</p>

【2-28（国土交通省）】

順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。

- このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。
- こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する都道府県への移譲とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管する」との考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。 今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。
全国市長会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管する」と

【2-28（国土交通省）】

<p>の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>	<p>の考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。</p> <p>今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。</p>
<p>・また、一の指定都市で完結する河川については、必要な財源すべてを税源移譲等により措置することを前提に、指定都市に移譲する方向で検討されたい。</p>	<p>河川法では、第9条第5項に基づき、指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、同法施行令第2条第1項各号に定めるものを除き、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が事務を行うことができることとしている。</p> <p>実際に、この制度を活用し、指定都市の9市において、指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川の管理に係る事務の一部を当該指定都市の長が行っているところ。</p> <p>なお、一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方」等に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</p>

【2-29（国土交通省）】

- ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
- ・直轄国道の管理に関する許認可等

移譲対象事務・権限

- 直轄国道に係る以下の事務・権限
 - ・直轄国道に係る道路の整備及び保全（除雪を含む。）に関する計画に関すること。
 - ・直轄国道に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。
 - ・直轄国道に係る環境対策及び交通安全対策に関すること。
 - ・直轄国道の保全（除雪を含む。）に関すること。
 - ・直轄国道の整備及び保全以外の管理に関すること。

事務量（主な業務指標）

※北海道開発局の管内を含む。

- 事業箇所数（全国（H25））
 - ・事業評価対象事業：471箇所
 - ・事業評価対象外事業：1,081箇所
- 管理の実施状況（H25）

一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間（174路線、管理延長約22,640km）を対象に、以下を実施。

 - ・通行止め発生割合 平均2.3回/100km（H23）
1回あたりの通行止め時間 平均13.8時間（H23）
 - ・巡回：2日に1回等、路面清掃：年間12回（三大都市圏）等、
除草：通行の安全確保や視認性の確保等を目的に実施、
剪定：3年に1回程度（高木・中低木）等
 - ・道路構造物の点検・修繕：5年以内に1回の橋梁定期点検、2～5年に1回のトンネル点検、
点検結果等に基づく修繕等
- 許認可等の実施状況（全国（H22-H24平均））
 - ・特殊車両通行許可件数：約23万件
 - ・道路占用許可件数：約6万5千件

各府省の回答（平成25年5月）

『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

『国に残すもの』

- 直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。
- こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。
- このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施すると

【2-29（国土交通省）】

ともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。

- このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。
- こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・希望する都道府県への移譲とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。 今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 なお、バイパス整備後の現道区間については、従来、移管に伴う特別の財源措置等を実施してきてはならず、今後も従来通りの手続きで移管を進めることが妥当と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。
全国市長会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方に基づき、平成20年10月より、都道府県・政令

【2-29 (国土交通省)】

<p>から、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>	<p>市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
<ul style="list-style-type: none">・また、指定都市に対しても、必要な財源すべてを税源移譲等により措置することを前提に移譲する方向で検討されたい。	<ul style="list-style-type: none">・直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たったの「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。 <p>なお、バイパス整備後の現道区間については、従来、移管に伴う特別の財源措置等を実施してきてはならず、今後も従来通りの手続きで移管を進めることが妥当と考えている。</p>